

「すごモノ」等大都市圏展示会出展業務仕様書

1 事業趣旨

「実需」の創出による県内経済の活性化を図ることを目的として、国内外の大都市圏で開催される大型展示会への県集合ブースを出展し、「すごモノ」データベース掲載事業者等の販路開拓・販路拡大を支援する。

2 事業期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）までとする。

3 事業概要

(1)国内大都市圏展示会への出展

(ア) 国内で開催される展示会出展に係る企画に関すること

- ・以下の展示会へ県集合ブースを出展すること。なお、その他の展示会への出展も可能とするが、決定にあたっては県と協議し決定すること。

○第100回東京インターナショナルギフトショー

（開催地：東京、会期：令和7年9月3日（水）～5日（金））

- ・主催者への申込みにあたり、出展場所及び出展カテゴリについては、事前に県と十分協議し、効果的な出展場所が確保できるよう努めること。

(イ) 展示会出展に係る総括的事項に関すること

- ・各展示会において、県集合ブースに出展する県内事業者は、現地展示会場にて事業者自身が参加し、対面による商談を行う非食品事業者6社程度とする。（以下、「出展事業者」とする。）
- ・出展する小間数は2～3小間（1小間約9㎡程度）を確保すること。
- ・出展事業者の募集及び決定は県において行うが、選考作業には参加すること。
- ・出展事業者から負担金を徴するが、全額本事業に要する経費に充当すること。
なお、事業者都合による出展辞退等により、収入を見込む負担金が徴収できない場合であっても、委託料での補てんは行わない。
- ・負担金は、出展1事業者当り110千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限として徴すること。

(ウ) 展示会主催者との連絡調整に関すること

- ・主催者に対する出展の申し込み及び出展料等の支払いを行うこと。
- ・主催者との連絡を密にし、出展に係る諸手続きのほか、連絡調整を十分実施すること。

(エ) 出展事業者との連絡調整に関すること

- ・同項（イ）に掲げる負担金を、事業者から適切に徴収すること。
- ・事業者ニーズの把握及び円滑な出展等のため、展示会前に出展事業者を対象とした説明会を開催すること。
- ・出展事業者との連絡を密にし、出展に係る諸手続きのほか連絡調整を十分実施するとともに、商品内容やPRポイント等について事前にヒアリングや資料収集を行うこと。
- ・展示会出展後に各事業者から商談件数や商談内容等の実績を収集すること。

(オ) 展示会出展の準備、運営に関すること

- ・各展示会の雰囲気、性質、来場者等を十分分析し、展示会に適した展示ブースの装飾に努めること。
- ・展示会出展を通じた出展事業者の販路開拓や販路拡大を支援するため、バイヤー等の集客をより高めるブースを制作すること。
- ・展示ブース制作に当っては、各事業者に独立した出展スペースを設けること。
また、出展事業者からの意見・要望等を踏まえつつ、事業者のモチベーション及び満足度を高める展示ブースづくりに努めること。
- ・ブースの名称は「愛媛百貨」を用いた名称とすること。
- ・出展事業者に対し、より多くの商談機会を提供するため、これまでの事業実績や保有するネットワークを活用し、バイヤー等を展示ブースに招へいするとともに、事業者との個別のマッチングの設定や、会期中及び出展後の丁寧なフォローアップにより、成約件数の増加に努めること。
- ・全体の管理、運営を行うほか、受託者も積極的な売り込みを行うこと。

(2) 国外大都市圏展示会への出展

(ア) 国外で開催される展示会出展に係る企画に関すること

- ・以下の展示会へ県集合ブースを出展すること。なお、その他の展示会への出展も可能とするが、決定にあたっては県と協議し決定すること。

○Shoppe Object

(開催地：米国ニューヨーク、会期：令和8年2月(想定))

- ・主催者への申込みにあたり、出展場所及び出展カテゴリについては、事前に県と十分協議し、効果的な出展場所が確保できるよう努めること。

(イ) 展示会出展に係る総括的事項に関すること

- ・各展示会において、県集合ブースに出展する県内事業者は、非食品事業者5社程度とする。(以下、「出展事業者(国外)」とする。)
- ・出展スペースは約7.5㎡程度を確保すること。
- ・出展事業者(国外)の募集及び決定は県において行うが、選考作業には参加すること。
- ・出展事業者(国外)の募集に係る説明会を開催し、県内事業者の国外向け展示会への出展意欲向上をはかるとともに、国外大都市圏展示会出展を検討するための情報提供を行うこと。
- ・出展事業者(国外)から負担金を徴するが、全額本事業に要する経費に充当すること。なお、事業者都合による出展辞退等により、収入を見込む負担金が徴収できない場合であっても、委託料での補てんは行わない。
- ・負担金は、出展1事業者当たり198千円(消費税及び地方消費税の額を含む)を上限として徴すること。

(ウ) 展示会主催者との連絡調整に関すること

- ・主催者に対する出展の申し込み及び出展料等の支払いを行うこと。
- ・主催者との連絡を密にし、出展に係る諸手続きのほか、連絡調整を十分実施すること。

(エ) 出展事業者(国外)との連絡調整に関すること

- ・同項（イ）に掲げる負担金を、出展事業者（国外）から適切に徴収すること。
- ・出展事業者（国外）ニーズの把握及び円滑な出展等のため、展示会前に出展事業者（国外）を対象とした説明会を3回程度開催すること。
- ・出展事業者との連絡を密にし、出展に係る諸手続きのほか連絡調整を十分実施するとともに、商品内容やPRポイント等について事前にヒアリングや資料収集を行うこと。
- ・展示会出展後に各事業者から商談件数や商談内容等の実績を収集すること。

（オ）展示会出展の準備、運営に関する事

- ・各展示会の雰囲気、性質、来場者等を十分分析し、展示会に適した展示ブースの装飾に努めること。
- ・展示会出展を通じた出展事業者（国外）の販路開拓や販路拡大を支援するため、バイヤー等の集客をより高めるブースを制作すること。
- ・展示ブース制作に当っては、各事業者に独立した出展スペースを設けること。また、出展事業者（国外）からの意見・要望等を踏まえつつ、事業者のモチベーション及び満足度を高める展示ブースづくりに努めること。
- ・ブースの名称は「愛媛百貨」を用いた名称とすること。
- ・出展事業者（国外）に対し、より多くの商談機会を提供するため、これまでの事業実績や保有するネットワークを活用し、バイヤー等を展示ブースに招へいするとともに、事業者との個別のマッチングの設定や、会期中及び出展後の丁寧なフォローアップにより、成約件数の増加に努めること。
- ・全体の管理、運営を行うほか、受託者も積極的な売り込みを行うこと。

（カ）食品ブース出展事業との連携に関する事

- ・愛媛県産業国際化推進協議会の同展示会へのブース出展に係る必要な調整を行うこと。

（3）展示商品のブラッシュアップ

本条（1）（2）へ出展する事業者及び県と連携し、展示する商品のブラッシュアップを事前に行い展示会に出展すること。

4 留意事項

- ・業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、愛媛県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・各業務上で必要となる関連施設管理者等へのアポイントメントなど、全て受託者の責任において行うこと。
- ・本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て愛媛県に移転すること。
- ・受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同

様とする。

- ・業務実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・愛媛県は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・受託者は、事業全体のスケジューリングを行うこと。
- ・各事業実施にあたり、参加バイヤー及びメーカー、商談数などの目標K P Iを定め、企画提案すること。
- ・愛媛県が策定した県産品販促ブランド「愛媛百貨」を各種事業に活用すること。
- ・不測の事態により仕様書内容の実施が困難な場合、又は内容を縮小せざるを得ない場合、変更内容については、愛媛県と受託者が協議の上、定めることとする。

5 業務報告

(1) 進捗状況報告

- ・本業務の進捗状況について、定期的にウェブ会議等の場を設け、報告すること。
- ・報告資料については、愛媛県と受託者が協議の上、書面にて提出すること。

6 成果品

(1) 提出物

実績報告書（A 4 判） 紙媒体 2 部

(2) 提出場所

愛媛県 愛のくに えひめ営業本部

(3) 提出期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）

7 総括責任者

受託者は、本業務の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。また、業務概要説明書提出時点で確約するものとし、原則として変更できない。

8 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ・業務計画書
- ・その他愛媛県が業務確認に必要と認める書類

(2) 事業完了後に速やかに提出するもの

- ・完了届
- ・その他愛媛県が業務確認に必要と認める書類

9 その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは愛媛県と受託者が協議の上、定めることとする。
- ・上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、

再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第 8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第 9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第 10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律
(安全管理措置)

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- (1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- (2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- (3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの
- (4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの
- (5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であつた者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 8 章 罰則

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であつた者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(注) 1 甲は、愛媛県（実施機関）、乙は受託者をいう。

2 「損害賠償」及び「契約の解除」に関する事項は、通常、契約書本文に記載されるものであるため、契約書本文に当該条項がある場合は、特記事項から削除するものとする。

3 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

4 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）を遵守するほか、国の個人情報保護委員会が策定したガイドライン、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針に基づき、必要な事項を追加するものとする。